

1 児童生徒会会則等

(1) 児童会

【令和5年4月 確認】

① 児童会会則

第1条〔名称〕

私たちの会を沖縄盲学校小学部児童会とよびます。

第2条〔目的〕

私たちは自分から進んで力を合わせ、学校生活を明るく、楽しい、良い学校にします。

第3条〔会員〕

沖縄盲学校小学部の子どもは、みんな児童会の会員です。

第4条〔役員〕

児童会に役員を3名おきます。

第5条〔役員の仕事〕

①役員は、児童会を代表し児童総会及び集会を開きます。

②役員は、協力して仕事をします。

③役員の任期は、1年とします。（4月1日から翌年3月31日まで）

第6条〔組織〕

①役員会は児童会行事やその他の問題について相談して決めます。

②児童総会には、会員全員が出席します。

第7条〔議決〕

会議の決定は、過半数の意見によって取り入れられます。しかし、賛成不賛成が同数の場合は、議長が決めます。

第8条〔会則の見直し〕

この会則は、児童総会において見直すことができます。

② 児童会役員選挙規則

小学部選挙法の主な内容は次の通りである。

1. 選挙管理委員会

(ア) 選挙管理委員会は、選挙が公明かつスムーズに行われるために置く。

(イ) 選挙管理委員は、そのつどつどに適当な人数を最上級生から選び、選ばれた委員は責任をもって選挙を行う。

2. 選挙権

選挙権者

選挙の投票権は児童会会員全員にあり、又、被選挙権は4年生・5年生にある。

3. 選挙の方法

(ア) 告示は投票日の10日前に行い、立候補者は、告示後1週間以内に届け出る。

(イ) 候補者が出ない場合は、被選挙権者全員を選挙し、投票を行う。

(ウ) 立候補者が3名以内の場合は、信任投票を行う。

4. 選挙管理委員会は、新役員が決まることによって仕事を終わる。

(2) 中学部生徒会

① 生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は、沖縄県立沖縄盲学校・中学部生徒会と名づける。

第2条（組織） 本会は、沖縄県立沖縄盲学校・中学部全生徒で組織する。

第3条（目的） 本会は、全生徒の自主活動を盛んにし、親和と協力によって学校生活の民主化を図ることを目的とする。

第4条（活動） 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 学校行事に関すること。
- 2 学部内行事に関すること。
- 3 委員会活動に関すること。
- 4 その他、学校生活に関すること。

第2章 機 関

第5条 この会には、次の機関を置く。

- 1 生徒総会
- 2 生徒会役員会

第6条（生徒総会） 生徒総会は生徒会の最高議決機関であり、中学部全生徒によって次の働きをする。

- 1 役員の承認
- 2 会則の改正
- 3 その他必要と認める事項

第7条（生徒会役員会） 生徒会役員会は、会長、副会長、書記、会計で構成し、生徒会活動運営の中心となる。

- 1 会長は、この会を代表し、会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
- 3 書記は、会の事務を担当し、記録の保管に当たる。
- 4 会計は、会の会計に関する事務を担当する。

第8条（役員の任期） 生徒会の全ての任期は1年とする。（4月1日から翌年3月31日）
本部役員の改選は12月に行う。

第9条（生徒会会長の承認） 生徒会会長は、学校長がこれを承認する。

第10条（役員の任命） 生徒会会長以外の役員は、生徒会会長によって任命され、生徒総会で承認される。

第3章 会 議

第11条 生徒会活動の諸会議は、その会の構成人数の3分の2以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第12条 生徒会総会は、年1回開き必要な場合には、臨時に開くことができる。

第4章 会 計

第13条 本会の運営に関する経費は、PTA会費、生徒徴収金、寄付金、その他の収入に

よる。

第 14 条 生徒徴収金の額及び徴収日は、総会で決める。

第 15 条 会計の内容は、会員又は顧問の要求により随時公開されなければならない。

第 16 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとし、役員引き継ぎ時には、総会において会計報告を行うものとする。

第 5 章 補 則

第 17 条 生徒総会で決議したことは、顧問、中学部職員、校長の承認を得て実施するものとする。

第 18 条 本会の諸活動に関しては、中学部職員の指導助言を受けて行うものとする。

第 19 条 生徒の役員に欠員が生じたときは直ちに補充する。

第 20 条 選挙管理委員会の規則は別に定める。

第 21 条 各種委員として次の委員をおく。

1 文化祭（運動会）実行委員会

2 放送委員

3 美化委員 ※尚、生徒数の少ない年度は委員が設置されない場合もある。

第 22 条 この規則は平成 11 年 4 月 1 日より実施する。

② 選挙管理委員会規則

第 1 条 生徒会長選挙を行うため選挙管理委員会を設ける。

第 2 条 選挙管理委員会は、3 年生が当たり、委員は 2 名とする。

第 3 条 選挙管理委員会は次のことを行う。

1 選挙告示

2 立候補者の受け付け

3 演説会の開催

4 選挙の投票・開票事務

5 当選者の発表と学校長への報告

6 その他の管理

第 4 条 告示は投票日の 14 日前に行い、(休日の場合は翌日)候補者は告示後 3 日以内(告示日も含む)届け出なければならない。また、届出から投票日までを運動期間とする。

第 5 条 会長は、1・2 年生だけが立候補できる。また、立候補者がいない場合には、推薦立候補者をあげて決定する。

第 6 条 立候補する場合には、1 名の推薦人を決めて、選挙管理委員会に届けなければならない。

第 7 条 会長は中学部全生徒の投票により決定する。

第 8 条 当選者の決定は、投票の多い順に決める。同数の場合は決定投票を行う。

第 9 条 選挙管理委員会の事務所は選挙管理委員の教室に置き、選挙運動は次の方法で行う。

1 ポスター(立候補者は選挙管理委員会の許可を得た規定のポスターを使用する)

2 立ち会い演説会(選挙管理委員会の指示に従う。)

令和 4 年 1 月 24 日改訂

第 10 条 投票に関することは、全て選挙管理委員会が決定し投票用紙、名簿、投票箱などを用意する。

第 11 条 開票は投票終了後、直ちに行う。

第 12 条 次の表は無効とする。

- 1 正規の投票用紙を使用していないもの。
- 2 判読不明のもの。
- 3 関係のないことを書いたもの。

第 13 条 新生徒会長は当選後、副会長、書記、会計など、会長以外の役員を任命しなければならない。

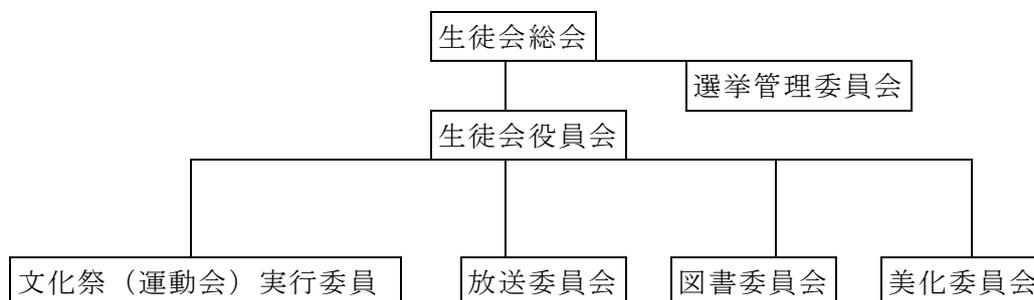
第 14 条 この規定は、生徒会の議決によらなければ改めることはできない。

平成 25 年 1 月 9 日改定

附則 但し、当該年度において特殊な事項があるときは当該年度の臨時の生徒会において参加した生徒の総意に基づき、当該年度においてのみ適用する事項を施行することができる。

令和 4 年 1 月 24 日改訂

組織図



(3) 高等部生徒会

① 高等部生徒会会則

目 的

我々は、良い社会人となるために、お互いの人格を尊重しあい、種々の実践を通して、自主的な人格の形成に努め、個性の伸長を図ると共に、自治的な活動によって、我々の学校生活を秩序ある立派なものにするためにこの会則を設ける。

第1章 総 則

第1条 本会は沖縄県立沖縄盲学校高等部生徒会と称する。

第2条 本会は本校高等部に在籍する全生徒が会員となる。

第2章 事 業

第3条 本会は、会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学校の行事、その他の教育活動に進んで協力する。
- 2) 各種の生徒会活動を行い、私たちの責任に属することを自主的に企画・実行および反省し、絶えず向上に努める。

第3章 機関および議会の成立など

第4条 本会は、会の目的を達成するために、次の機関を置く。

- 1) 生徒総会
- 2) 代議員会
- 3) 生徒会本部
- 4) 選挙管理委員会
- 5) その他の委員会（放送・図書委員会、生活委員会）

第5条 会議は、すべての構成員の3分の2以上の出席者で成立し、会議議決は出席者の過半数で決める。但し、可否同数の時は議長が決める。

第4章 生 徒 総 会

第6条 生徒総会は、本会の最高の決議機関で次のことを行う。なお、総会の議長は代議員の中から選出する。

- 1) 会則の決定並びに改廃
- 2) 生徒会長を除く他の役員承認
- 3) その他本会の目的達成に必要な重要事項

第7条 生徒総会は年1回とし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第5章 代 議 員 会

第8条 代議員会は、本会の本部役員と各学級の代議員で構成し、総会に次ぐ決議機関で、次のことを行う。

- 1) 生徒総会の開催準備並びに総会に関する議案の審議等
- 2) 諸行事の実行委員の選出
- 3) その他、本会の目的達成に必要な事項

第9条 代議員会は、必要に応じて適時行う。

第10条 代議員の選出は各学級で行う。

第11条 代議員が出席できない場合、その学級は代議員会に代理を出席させなければならない。

第6章 生徒会本部

第12条 生徒会本部は、会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名で構成する。

第13条 本部役員は、次の任務を負う。

1) 会長は本会を代表する。

2) 副会長は会長を助け、会長不在の時はその代理を務める。

3) 書記は次の仕事を行う。

・会議録、その他の書類の保管

・総会、代議員会の記録、その他書記として必要なこと

4) 会計は会計事務を行う。(生徒の筆記用具等の購入に関することなど)

第14条 本部役員の任期は1年とする。(4月1日から翌年3月31日まで)

第15条 本部役員は各種の委員を兼ねることはできない。但し、やむを得ない場合はこれを認める。

第7章 生徒会長選挙

第16条 生徒会長は本会員が選出し、副会長及びその他の役員は、会長が任命する。

第8章 会計

第17条 本会の運営に関する経費は、PTA補助金、寄付金、その他の収入で充当する。

第18条 会計の内容は、必要に応じて、随時公開されなければならない。

第19条 本会の会計年度は、毎学年度4月1日から翌年3月31日とする。

第9章 附則

第21条 本会で決議したことは、学校長の承認を得た後実行する。

第21条 生徒会顧問は関係事項について、会員に指導と助言を行う。

第22条 この会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成で決定する。

1999年(平成11年)4月15日 施行

② 選挙管理委員会規則

第1条 生徒会会長選挙を行うため選挙管理委員会を設ける。

第2条 選挙管理委員会は、卒業学年に属する生徒の代表者で構成する。

第3条 生徒会長の選挙は12月に行い、翌年3月1日までに事務引き継ぎを行う。

第4条 選挙の方法は、立候補制とし候補者1名の場合は無投票当選とする。

第5条 立候補する場合は、1名の推薦者をもって選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、次学年度に会員の資格を失う者は、推薦者になることはできな

い。

第6条 立候補者がいない場合は、無記名投票を行い、投票数の多い者を当選とする。

第7条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- 1) 選挙の告示
- 2) 立候補者の受付
- 3) 立ち会い演説の開催
- 4) 選挙の投票と開票事務
- 5) 当選者の発表
- 6) その他の管理

第8条 選挙管理委員会は選挙10日前に告示し、立候補届け出は告示日より3日間とする。また、運動期間は届け出た日から選挙が行われる前の日までとする。

第9条 開票用紙は選挙管理委員会が指定するものを用いなければならない。なお、投票用紙には本会の印を押すこととする。

第10条 生徒会長が、3ヶ月以上の休養を要する場合は、新たに選出されなければならない。

第11条 新会長は学校長から信任を受けなければならない。

第12条 新会長は、選ばれた日から1週間以内に副会長を任命し、本会の新本部を成立しなければならない。任命された本部役員は、特別の理由がない限り辞退することはできない。

1999年（平成11年）4月15日 施行